

第七回参議院人事委員會會議錄第十五号

昭和二十五年四月一日（土曜日）午後六時開会

委員の異動

三月三十一日委員川村松助君辞任につき、その補欠として池田七郎兵衛君を議長において指名した。
本日委員池田七郎兵衛君辞任につき、その補欠として川村松助君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○一般職の職員に關する法律案（衆議院提出）
○本院に關する報道記事等に關する件

○委員長（中井光次君） それでは只今より委員會を開会いたします。本日予備付託になりました一般職の職員の給與に關する法律案を議題といたします。速記を止めて下さい。

午後六時一分速記中止

午後六時二十九分速記開始

○委員長（中井光次君） 速記を始めて……。それでは休憩いたします。

午後六時三十分休憩

午後九時十二分開会

○委員長（中井光次君） 只今より開会いたします。本委員會に付託になりました、一般職の職員の給與に關する法律案、衆議院第三号を議題に供します。先ず本法案に對する衆議院の充議者の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 提案者の

一人であります藤枝でございます。只今上程せられました一般職の職員の給與に關する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

従来政府職員に對する給與は、政府職員の新給與実施に關する法律により支給せられておりましたが、同法の有効期限は昭和二十五年三月三十一日までとなつておりますので、政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律案が提出せられておりましたところ、昨三月三十一日、同法律案が不成立になりましたので、政府職員の給與と關する法律は三月三十一日を以て効力を失ひ、公務員に對する給與支給の根拠法がなくなつたのであります。よつて政府職員に對する給與の支給が不可能となりましたが、かくのごとき状態は一刻も忽せにできまへんのので、ここに本法案を提出した次第でございます。

次に、本法案の内容について簡単に申し上げます。第一に、政府職員に對する給與の統一を図つたこと。第二に、本法案の施行に關し、人事院の責任と権限とを明らかにし、人事院をして常に公務員の給與に關する調査研究をなし、その適正を期せしめんとしたこと。第三に、政府職員の給與は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、その他の勤務條件を考慮して、別表の俸給表を以てこれを定め、法律の規定によらなければ如何なる給與もなし得ないとしたこと。第四に、扶養手当は従前の例によりましたこと。第五

に、勤務地手当或いは超過勤務手当、勤務時間、休日等については、概ね従前の制度を踏襲したこと等であります。

以上が本法案の概要でございますが、経済安定政策を強力に推進せんとする現下の財政経済事情及び国民負担の能力とを考慮いたしまして、給與平均月額六千三百七円といたしまして、給與の実質につきましては、政府の各般の施策により更に向上するものと考へておる次第であります。

以上簡単に本法案の提出の趣旨並びに内容について申し上げます。本法案は星島二郎君他五十名の提案になりました。本日衆議院を通過いたしましたような次第でございます。何とぞ速かに御審議の上、適當なる御議決あらんことをお願いする次第であります。

○小畑哲夫君 今晚の東京新聞にこう

いう、参議院としては非常に重大な記事が出ておるのでありますが、これに似通つた記事が夕刊中外にも出ておると聞いておりますが、この件について、私はこの法案を審議する以前に、本院としての立場をはつきりして置きたいと、かように思つて議事進行についてこの東京新聞の記事を一応問題に供したいと思ひます。「議員提出案で收拾」という見出しで「二ヶ年の給與法きよる成立へ努力、増田官房長官、池田蔵相、小澤郵政相、廣川自由党幹事長は一日午前九時から外相官邸で吉田首相と給與法問題対策を協議が政令によらず給與の一年延長新法案

の議員提出により事態を收拾する方針を決めた」、「これはまあ問題にならないと思ひます。」「池田蔵相、廣川幹事長は直ちに院内で佐藤参院議長と会見、参院側の見解を聴取した後、閣僚室で岩本衆院副議長を交え党幹部、閣僚が緊急協議の結果」、「その次が重大だと思ひます。」「参院の法案取扱上の誤りから発した問題であるから、参院側で善後措置を講ずべきであるとの結論に達し、十一時半その旨佐藤議長に申入れた、ところが佐藤議長は折返し参院側ではまともな兼ねるから衆院側で善処されたいと申入れて来たので自由党では直ちに全閣僚を交えた役員会をひらき検討の結果、党より衆院に「一般職の給與等に関する法案」を提出することを決定、閣僚筋の意向通り本日中午に成立するよう党幹部を牽けて参院工作を開始した。」「

こういう記事が出ておるのであります。その中で「参院の法案取扱上の誤りから発した問題であるから」というこの閣僚の数名の諸君の話である、かように出ておるのであります。私はこれまで本委員會における審議は、決して法的にも取扱上にも誤まつたところはない。尙や参議院の院議として昨日決定したことについても、何ら扱い上誤まりはないと信じておるのであります。かような記事が出ておるといふことについて、本議案を審議する以前に、この問題を委員長においては然るべく一つはつきりして頂きたい、かように存じます。（賛成「異議なし」と

呼ぶ者あり）
○委員長（中井光次君） どういたしたすか、どなたか出席を求めたのですか、どういふふうにいたしますか。

○小畑哲夫君 官房長官並びにこれは議長の方へお伺ひいたしますが、そのようない記事が、果してそういう参院の取扱上の誤りであるという見解に立つて、こうした手続をとられたのかという問題を一つ究明して頂きたい。

○木下源吾君 「池田蔵相、廣川幹事長は直ちに院内で佐藤参院議長と会見、参院側の見解を聴取した」と書いてありますが、これを一つ御覽になつて、責任者を呼んで……
○委員長（中井光次君） それではこの問題は只今小畑君から御発議がありましたが、時間の關係もありまへんから、後刻委員長より連絡をとることにいたしました。議案の審査に入つて頂きたいと思ひますが、如何でございますか。

○木下源吾君 最初呼んだらいいです。よ。
○委員長（中井光次君） 情報によりますと、同様の問題が只今議運でも問題になつてゐるやうであります。が、只今委員長の申し上げました通り、後刻連絡をとりますから、本案の方の御質疑がございましたらば、その方をその間に進行して頂きたいと存じます。

○木下源吾君 後刻どういふことを委員長がやられるのですか、その調査は……

○委員長(中井光次君) 御出席を願いたいと思ひます。

○木下源吾君 ここへですか。

○小串清一君 今の新聞記事によつて関係の政府当局を呼ぶという事は、私は敢て反対しません。併し我々が、新聞は官報でも何でもなければ、新聞の記事によつて一喜一憂して、こういうことが書いてあつたからこうだと思つて、それで慌て出す必要はない。ただ併しそういう記事があるのだから参考にして置くという事は、これは僕は反対しない。而して今この提案者から、この案についての御説明があつたのだから、我々はこの案について委員長からの宣告通り皆さんが質問をなさる、或いは質問の必要がなければ討論に入る。それを私は提案いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(中井光次君) 御質問を始めたいと思ひます。私は連絡をとりまして、只今お読み上げました方々の中のどなたかの御出席、或いは皆様の御出席が得られるか分りませんが、その方の御出席を求めてお話を承るようになつて存じます。

○小畑哲夫君 只今議事進行について発言しましたが、只今小串委員の新聞記事を取上げて云々というのではなくして、参議院の取扱上の誤りから、こういうことになつたという申出があつて、そして佐藤議長が再び衆議院の方へ、又その意見を申述べられたので、こうした形で出て来たということの記事には、本院としてはやはり重大な問題であると思ふ。故に新聞記事云云でなくして、この問題はそのまま本

委員会として通すことはできない。究明する必要がある、かように考へて議事進行上の発言をしたわけでありませう。その上で委員長において時間の関係上あとに廻して議事進行をするということについては異議ありません。

○委員長(中井光次君) それじや進行を願ひます。御質疑がございましたら……御質疑ありませんか。

○千葉信君 提案者にお尋ねいたします。先程の提案理由の説明の中では明らかにされておりましたが、御説明は非常に抽象的でございましたので、聊か私はこの説明だけでは、私ばかりではなく、恐らく他の委員諸君も、提案の趣旨についてまだ相当な疑念が残つておるかと思ひますが、私は具体的に從來ありました、廃棄されました二十五年度三月三十一日までの、いわゆる新給與実施法というものと、今度御提案になりました一般職の職員の給與に関する法律案、この提案の中で甚しく異つてゐる点があるのをごさいます。その相違というものが、單に字句に関する相違という程度でございしたら、私は別にこれを追及する必要はないと思ひますが、提案理由の説明の中でも殊更に隠蔽されて、最も重大な問題を隠蔽されたという感銘を私は受けておりますので、特に明らかにされたいと思ひますので、特にお尋ねいたします。

先ず第一番に第一條でございしますが、第一條が、從來の新給與実施法というものと異なつております大きな特点是、前の実施法にはこういう表現がはつきりとなされておるのでござい

ます。「その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、昭和二十三年十月十日附で人事院が国会及び内閣に對し勸告した給與計画を原則的に承認し」と、私はこの新給與実施法の根本の精神が美はここににある。と言ひますことは、恐らく提案者も嫌になる程御承知だと思ひますが、大体最近における閣僚諸君の、特に増田官房長官のごときは、いわゆる賃金ベースの体系というものと、實際的な実施上の給與の相違点というものを、少くとも国民の相違点というものを、感ぜざるやうな形において資料を発表されたり、或いは又二十四年度においては七千三百一十四であるけれども、これは二十五年度においては超過勤務手当を或る程度増額するから、職員の総平均は七千四百十何円になる。こういうことを言

つて、さながら實際の官公吏の給與というものが、人事院の今度の勸告というものに非常に近付いてゐるかのやうな欺瞞性を帯びた言葉を使つておられる。今度のこの給與ベースの問題について、一番國民が正確な判断を誤まつたばかりでなく、国会におきましても、当然起るべきところの意見というものが起つておらない。そういう点に私は非常にこの問題が関連しておりますので、そういう点から言ひますと、今度提案されましたこの法律案の、只今私から讀上げましたところの、特に大事な性格的な、この法律案の性格的なものが欠けてゐるという点について、一体どういふ意味からこれを削除してお出しになられたかどうか、その点について先ず御意見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) お答えいたしますが、今お話にもありましたやうに、実行いたしました政府職員の給與実施に関する法律案は、人事院の勸告に基きまして、そして規定されてゐることは御承知の通りであります。が、今回提出いたしましたのは、この人事院の勸告に基いてやつたのではなくて、新給與実施法が失効いたしました結果、空白事態が出ましたので、かような事態をいつまでもそのままに置くことは、政府職員に対する俸給等の支拂いが不可能になりますので、それで給與に関する根拠法令を今回作ろうとした次第であります。従ひまして人事院の勸告に基いて作つたものでございせんために、只今御指摘のやうな字句を削除したわけでございます。

○千葉信君 只今の御答弁は誠に私は不思議な答弁だと思ひますので、私に不承知な質問の要点には殆んど触れておらない。あなたが今実施法がなくなつたために、それに代るところの法律を作る必要があつたから、自分は人事院の勸告に基いていないので、これを削除したんだというお話でございましたが、私の考えますところでは、たとえ今代案としての立場から、この法律案を提案されるにいたしましても、その根本になつてゐるところは、あなたも御承知のやうに六千三百七十四の賃金ベースというものは、これは二十三年十二月十日の人事院の勸告によつたものでございませう。従ひまして、この勸告は單に政府に對してだけなされたものではない。恐らくあなたのおつしやりたいことは、政府の方で提案する場合には、当然これは人事院の勸告に基

いたものであるから、そういう表現を用ゐることは妥当ではあるけれども、自分としては議員提出であるから人事院の勸告に基いたのではない。こういうふうにご答弁になりたいたいおつもりでございませうけれども、実は遺憾ながら国会に對しても人事院はこの六千三百七十四ベースを、当時勸告しておる。従つてたとえ時日が経過いたしましたにいたしましても、六千三百七十四賃金ベースというものは、このときの人事院勸告に基礎を置いておる。それを殊更にあなたの方が、この條項を削除なさつたということが一体奈邊にあるか、最も根本の問題は、私が先程お尋ねしたこの人事院の勸告によるところの賃金のベース体系というものを一応抹殺しようとする考え方があるんじゃないか、特にこの條文の中に、これは前にもございしたけれども、職員総平均の給與額、こういう言葉が用ゐられておりますために、人事院のベース勸告によるあの賃金体系ということと非常に混乱を生じつゝある、こういうことを有能な衆議院の人事委員であられるあなたが、御承知ない筈はないし、それにも拘らず今のやうな御答弁は、私の質問に對して正確に答えておられないので、重ねて私はこの点をお尋ねする次第であります。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 人事院の勸告が国会に對してもなされることは、御指摘の通りであります。が、今回提案をいたしましたのは、先程も申しましたやうに、政府職員の給與実施に関する法律が失効いたしました空白を埋めるために、ここに急遽提案をいたしましたやうな次第でありまして、而も最

近の人事院の勧告は、御承知のように七千八百七十四ペースを勧告しているものでありますが、遺憾ながら私共の考えをいたしましては、現在の財政経済政策を遂行する上においては、この人事院の勧告をそのまま受入れることができません事情を考えまして、このような提案をいたしたのでございます。昭和二十三年の人事院勧告に基いたものではありますけれども、今回提案いたしましたのは、それと切離しをいたしまして、かような提案をいたしたような次第でございます。

○千葉信君 どうも私は只今の御答弁だけでは納得できないのでございますが、具体的にそれではお聞きするわけでございますが、あなたのこの御提案なされた今度の新給與実施案は、人事院の勧告の六千三百七十四というものを参考されたか、されなかつたか。或いは又それを全然考えずに提案されたかということをお客観的に答えて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 昭和二十三年十二月に人事院が勧告されましたこの勧告案は勿論参照いたしまして、提案したような次第でございます。

○千葉信君 それでは何故この條項を削除なさつたか。而もこの條項というのは、先程私が申し上げたように、この従来ありました新給與実施法の骨子となつておるところでございます。ペースを賃金体系で持つて行くか、それとも職員の総平均を基礎として持つて行くかということは、非常に重大な分岐点であるということはあなたも御承知だと思ひます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) これは御質問と……千葉委員と見解を異にするかも知れませんが、私共は先程来申し上げましたように、一旦この政府の新しい法律に基いて、ここに新たな提案をいたすために、勿論二十三年の十二月の人事院勧告の内容は参照いたしましたが、單に参照に止まつたという意味におきまして、この條項を削つた次第でございます。

○千葉信君 どうも御答弁が誠に腑に落ちない点が沢山ございまして、不満でございますが、一応これ以上は押問答になると思ひますので、次の点について御質問申し上げたいと思ひます。只今国会には職階法が提案せられておりますが、その職階法と重要な関連のある條項を実は今度のこの新らしい提案では削られておる。御承知のように前の実施法にありましては、元十一條、新しく八條になりましたところ、前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2 前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、人事院が行う。、こういふふうになつております。この点について提案者からは、先程提案趣旨の説明において殆んど触れておられない。而も御承知の通りに、将来における国家公務員の給與というものは、職階法を基準として、それによつて設けられるところの給與準則によつて殆んど決定的な状態に持つて行かれる。そういう点から言いますと、この職階制というものが実施の運行に重大な点があるばかりでなく、実は公務員諸君の将来におけるところの待遇のあり方と

いうものに至る大の関連を持つておる。具体的なこの條項に関連するいろいろな点につきましては、順を逐うて御答弁に對して申し上げたいと思ひます。御答弁を以て、先ず第一番に、どういふお考えを以て、特にこの條項を削除されたか、その点について御説明がなされておられないので、これを先ず承つて置く次第でございます。先程申し上げたのはお分りになるまいと思ひますが……

○衆議院議員(藤枝泉介君) 分りました。

○千葉信君 新らしいのは、前の新給與法が途中で三條削除されましたが、従つて八條にせり上つたわけであります。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 新給與実施法の十一條でございますね。

○千葉信君 そうでございます。十一條が八條になつたわけでございます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) お答え申し上げます。新給與実施法における第十一條の「前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。」この條項は第十條が全部削除になりましたので、その意味でこれを削つたわけでありまして、それから第二項の格付につきましても、今回提案をいたしました法律案の第四條におきまして、一般的に格付の規定を設けておりますために、それで支障はないのである。そういうふうな考へて削除いたしましたような次第でございます。

○千葉信君 前條の規定がいつ削除になつておりますか。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 今回のこの一般職の職員の給與に関する法律案

には、前の新給與実施法の第十條に該当するような規定は必要ないとして入れてないわけでございます。

○千葉信君 答弁者は私の質問をよく了解されておられないようですが、私の先程申し上げた元のというのは、三條を削除される以前に十一條であつたけれども、あとから八條になつた、こういうことを申し上げたのであります。

○委員長(中井光次君) 千葉委員もう一遍今のところをお繰返しを願ひます。御質問の御要旨が分らないようでありますから……

○千葉信君 この新給與実施法の三月三十一日まで有効という條項でございます。新給與実施法の中の十一條の條文には「前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。」この條項は、前に経過規定として従来の号俸を新給與法でこの條項に當嵌めるかという規定なんです。従つてこの前の十一條はなくなつておりませんし、この十一條における「前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。」という意味は、十四級までは経過措置として十條で処理されておりますけれども、十五級に格付されては、官職でこれははつきりと格付が決定しております。こういう重大な條項が今度のあなたが御提案になりました実施法におきましては、完全にこれは抹殺されておる形になつております。この点について抹殺の理由を私は承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 只今のお話でありましたら、先程申し上げましたように、第四條に格付の條件を書いてありますので、それで足りると、こう

考えたわけでございます。

○千葉信君 あなたはこの問題を非常に簡単に考えられておりますけれども、一応これは十五級であるとか或いは二級、三級であるとか、そういう級の高下を問題にするのではなく、既得権を故なく侵害するという考え方が実はこの削除の中に含まれておるわけでございます。具体的に実はこの削除によりまして、非常に不利な取扱ひを受けざるを得ない官職の方々が沢山おるのでございます。一例を申し上げますと、国会に専門員というのがございますが、この専門員は新給與実施法によりまして、先の新給與実施法によりまして、専門員というこの官職が完全に前條によらないで十五級の格付を自動的に受けておる。ところが御承知でもございまして、当時この問題は実はその当時受けておりました俸給その他が十二級或いは十三級の方々が可なり多数おられた。ところがそういう方々がおられるために、この條項が遺憾ながら完全に実施されないで、さうして今でもこの問題は残つておる。さうでございますが、十二級の何号であるとかいふに今のところ甚だ不当な取扱ひを受けておる。而もさういふ不当な取扱ひを受けるということにつきましては、この新給與実施法におきまして、第三十一條でははつきりと罰則を適用することになつておる。勿論この当時の責任者というものは、現在の増田官房長官でございます。その当時の給與実施本部長でございます。その方が御出席になりましたら、改めて私はこの問題についてお聞きしたいと思つておるのでございますが、今申上

げたように、実際にこの條項によつて利益を確保される方々があるということ、而も今度これが削除されるということになりますと、その方々のうちの今申上げた十二級、十三級という方々が、経過的には一年後或いは一年半後には十五級職に格付されるといふような暫定的な約束も出されておりました、その約束が実施されるかどうかという点も現在のところまでは殆んど見通しが立つておらなかった。而も新らしく提案をされるあなた方が、こういう具体的な問題が目の前に起つておられるなら、なぜこの條項を削除しなければならなかつたか。この点を私はあなたから御答弁を承りたいと思ひます。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 格付の一般につきましては、先程お答えを申上げた通りであります、更に只今質問のありました点に關しましては、附則の二項、三項におきまして、現に政府職員の新給與実施に關する法律によつてなされた給與に關する決定は、この法律に基いてなされたものとみなし、而も三項において、従来受けておりました俸給はこの法律の適用後において引下げられることはないという経過規定を設けまして、只今のような点につきましてもの救済を圖つたつもりでございます。

○千葉信君 私が今具体的に申上げましたところのこの専門員の問題だけに過ぎません、あなたの御答弁は私に對する答弁になつておられない。あなたが今附則を以てこれに對抗ができるというふうにお話になりましたが、附則は俸給の決定でございます、將來の

大きな職階制或いは給與準則ができ、またときに根本的に影響するところの、この格付される官職が當然に前の新給與実施法によつて確保されておるべき筈のものが、あなたの今度のこの附則では何らそれについて妥當な解決がされておられない。この点については如何でございますか。

○委員長（中井井次君） ちよつと御答弁があるまで中間の御報告を申上げますが、先程小畑委員からのお話がございます、連絡をとりましたところ、只今議運の方に増田、池田、小澤等の各大臣が出席されて、同一の問題について只今究明を受けておるといふようなことでございます、今直ぐ御出席はむずかしいようであります。御了承を願ひます。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 只今の点でございますが、私共の見解といたしましては、先程申上げましたような第四條の原則と、それから第六條のこの「十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。」と、こういう條項によりまして、具体的な問題については解決がし得るものと考へた次第でございます。

○千葉信君 只今の御答弁だけでは答弁になつておりません。併し私はこの問題でいつまでもやつていてもしようがありませんので、一体提案者は具体的に今度の前のこの新給與実施法について、三十一條の罰則の適用ということについてはどう考へておられるか。只今申上げた専門員の場合における罰則の適用の問題について……私共今日実は当人事委員会における質疑応答の

時間について、先程委員長からお話がありましたように、非常に時間の制限を受けております。従ひまして、そういう短い制限された時間の中で質疑応答をする以上は、相當迅速な質問と迅速な答弁を私は要求したい。只今のような恰好では時間の空費が多過ぎて、我々制限された時間の中ではこの人事委員会の質疑を終了することはできない。この点について委員長から然るべき措置をとつて頂きたいことを私はお願いいたします。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 答弁が遅れまして申訳ございませんが、只今御指摘になりました具体的な事例については、実は私共十分内容について承知いたしておりますので、罰則の適用云々につきましてはこゝでお答えを……尚、具体的な内容については調査をいたした上でないとお答えできないと思ひます。

○千葉信君 少くともこの新しい提案は、これは国家公務員だけではなくて、公共企業体におけるところの従業員も、それから更に地方公務員或いは又一般労働者に至る大の影響を持つところの急な問題でございます。そういう給與法を提案なさる方が、無責任至極にも前のこの給與実施法に對してさへ正確な見解も持たずに、而も罰則を適用するかしらないかという重大な問題について、他人の問題ではない。自分の身辺に起つておる問題であります。そういう問題に對して、提案者でありながら答弁もできない形において提案されるということが、これが責任ある国会議員の立場でございますし、私共は私共の立場も少し明確な責任ある

る回答を要求いたします。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 私の申上げましたのは、具体的な事例に關連いたしまして考へなければならぬので、十分にお答えができないと申し上げましたので、とにかく、この新らしく私共が提案いたしました法律案の第二十五條の規定につきましては、若しきやうな点がありますならば、その適用については十分考へたいと、こういうことでございます。

○千葉信君 あなたも御承知のように、あなたが提案せられた法律は、前の給與法が完全に廃案という形になりました。御承知のように、これは、昨日で効力がなくなるのを、一応修正案も出して、御承知のような形にまで行つたのでございますが、遺憾ながら自由党の諸君が頑固固陋なために、ああいう形に陥つて廃案になりました。従ひまして私が今申上げておるこの罰則の問題にいたしまして、それから旧第十一條におけるところの格付の問題にいたしまして、新らしくできる法律が、こういう條項が盛り込まれていけば、これは今後においても具体的に問題を救済できる。ところが故意に、故意にと私は思ふ。故意にこういう條項が削られてあるために、もう救済の途がなくなる。従つてあなたはこの問題について、具体的に問題を知つておるとか知らないとか、そんな問題ばかりじゃないかと私は思ふ。こういう重大な問題を考へずに、不用意千万にこういう條項を削つたとすれば、提案者は一体何を以て責任を負われるつもりか、もう少し私はまじめな御答弁をお願いいたします。

○衆議院議員（藤枝泉介君） 私は繰返して申上げますが、第六條のこの分類と、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。という、この條項によりまして、十分その点の考慮が拂われるという意味において、この提案をいたしたような次第でございます。

○千葉信君 大体この問題はこれくらいにいたしました、次の質問に入りたいと思つてございしますが、昨年の十二月四日に人事院の方から、いわゆる七千八百七十七円の賃金ベースが勧告されておるとは、これは提案者はよく御承知だと思ひます。併しあなたが先程も言われたように、我々の政策によつて実は實質的に賃金が上るといふ方向において、この六千三百七十七円の賃金ベースを一応自分達は法律案として提出したのだ、こういう御答弁でございますが、私共の考へますのは、人事院の方におきましては、実はいろいろな角度から科学的な基礎に立つて七千八百七十七円というものが勧告されておると、ところがこれに對して、どうしてもその賃金ベースを実施できないという立場をおとりになつておられる内閣や、又自由党の皆さん方が、所詮私は政府が七千八百七十七円を実施できないという理由として、政府の方で発表いたしましたあの給與白書というものを根拠にしておられることだと私は思ひます。従ひまして私はあなた方が根拠にしておられるところの、この政府の発表した給與白書というものが、果してあなたの方の考へておられるような信用するに足るものかどうか、その主張の点についても私はいろいろ

いろいろな角度から御質問申し上げたいと存じておるのでございますが、時間もございませんで、要点だけについて御質問申し上げますが、先ず第一に、あなたは政府の発表されました給與ベースのこの問題に対する白書を信用しておられるかどうか、この点について先ず最初に簡単に御答弁を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 政府の発表につきましては、私は政府の見解として信用いたしております。

○千藤信君 お尋ねいたしますが、あなたは政府の方で発表されました給與白書のいわゆる資料というものに、私は前段の方にいろいろ意見が出ておりますが、この意見につきましては、一応敬達するにいたしましたも、少くとも政府の方で資料として出されました公務員のいわゆる実給與額というもののについて検討されたことがあるかどうか。それから又人事院の方から非公式には数字が発表されておるようございまして、私共の手許にもその資料が出ておりますが、あなたはこの人事院と政府の発表しました資料の中に甚しい食違ひがあるということを御存じかどうか。それから又政府の方で発表いたしました二月三日の給與白書というものと、その二月三日の給與白書に対して、一月の三十一日附で、その前の日附で追加資料というものを出したことも、これも、あなたは御承知だと思ひます。而もその追加資料は、一応はこれは追加という以上は、追加の方は私は正しいと思ひますけれども、日附の点におきまして食違つておりました。追加でない方があつた日附

で、追加の方が前の日附になつておる、而もこの両方の間には非常に大きな数字の食違ひがある。こういう点についてあなたは検討されたことがあるかどうか、若し検討されたこととすれば、どの程度にその違ひがあるかというところを御承知になつておられるかどうか、この点について、私は二点についてお伺ひいたします。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 給與に関するいろいろな資料につきましては、私も検討いたしております。向人事院が発表されたものと政府が発表されたものとは、数字の間違ひのあることも知つておりますが、これは私共も究明いたした結果、計算のとり方等に、テーマのとり方等に問題がありまして、政府の数字を先程信用すると申しましたが、それだから人事院の数字が嘘であるという意味において政府のものを信用するという意味でないことを御了承願ひたいと思ひます。

○千藤信君 只今の御答弁は、私は質問の的外れて答弁されておるようですが、これ以上追及いたしましたし、いたし方がありませんし、次の議員が盛んに発言を求められておりますから、私は一応見送ります。

○木下源吾君 同僚の千藤君の質問は非常に重要であるが、何せ十時までというような制限があるので、私からも二、三質問をして、提案者の態度をはつきりさせて置きたいと思つておるが、一体この国会において提案となつた前の給與法と、この法とは一体どこが違うかという点であります。これは字句がいろいろ違つておるであらう、私は重大なところはいわゆる十一條、既得

権の喪失ということが重大であります。既得権の喪失です。それから罰則の適用、これらが非常に曖昧であり、そして公務員に対する既得権というものがあるが非常に侵されるという面がある。このことは、提案者も今までの答弁でこれははつきりしておると思ひますが、これを一つ確認して置いて頂きたい。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 私共提案者といつたしましては、この新しい給與に関する法律案によりまして、従来の既得権が侵されるというふうには考へておらないのであります。

○木下源吾君 すでに国会に昨年の十二月四日に人事院から勧告していることは御承知の筈であります。然らば勧告に対する回答として、この法案を提案されたであらうと、こう考へます。であるとするならば、恐らくこの国会においては、これを尊重しなければならんということとは提案者もよくお分りであると思ひます。にも拘らず向このような、従来と同じベースのものを提案するということについては、政府と御連絡があつておやりになつたのか、又もう一点はいわゆるこれは国会の自主性を尊重するという点を考へられておやりになつたのか、この点を一応……

○衆議院議員(藤枝泉介君) 第一の人事院の勧告に対する回答かというお言葉でございますが、回答という解釈をどういたしますかは別問題といたしまして、人事院の勧告を尊重いたしたいのでありますけれども、私共がとりま

認めざるを得ないという意味におきまして、この法律を作りましたのでございませう。向、政府と連絡をとつたかというところでございまして、私共も先程提案の理由で申し上げましたように、給與に関する根拠法がなくなつたのでありまして、かような状態は一刻も早く埋めなければならんという意味において、この法律を提出したような次第でございます。自主性と申しますか、国会がこれを作るのが妥当と認めて提案をしたような次第でございます。

○木下源吾君 私の自主性というものは、他から制肘と言つては語弊があるかも知れぬが、何らかの影響を受けたがために、かくのごとき提案をなされたのかというところをお聞きしたのであります。次に、すでに昨日のことであつて、このような内容を含んだ法案というものは、参議院においては如何なる結果をもたらすかということは先刻御承知であらうと思ふのであるが、向敢てこの法案を衆議院から持つて来られたということについては、これは一体参議院というものの如何なる認識においてなされたか、これを一つお尋ねいたします。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 先程の自主性という問題につきましては、その意味でございまして、完全な自主的に出したということをお申し上げて置きます。向、昨日参議院におかれまして、前の法律案につきましての修正をなされた問題は、我々も十分その御意思は尊重いたしましたのであります。私共の考へたいたしましては、この一年間、やはりこのような法律によつて

給與を支給したいと思ひまして、敢て参議院の皆様方に御賛成を懇願するような次第でございます。

○木下源吾君 成程程お説の程はよく分りますが、参議院は衆議院の状態とは違つておることは御承知の通りであります。その参議院の持てる性格、そして参議院の判断の又状況というものは御承知の通りであります。これは恐らく私共は良心があるものは前の議決が変更されるとは考へられませぬ。そこで若しこれは昨日のごとき結果に相成つた場合においては、向提案者は衆議院においても昨日と同一のようなことをおやりにならうと思つておるの

○衆議院議員(藤枝泉介君) 私共は只今申し上げたように、どこまでもこの案を一つ参議院の皆様において御賛成を願ひたいと懇願する次第でございます。その参議院で御議決になる結果につきましては、向その結果を見まして、更に私共は考へなければならんと思ふのであります。只今御答弁申上げるところではないと考へております。

○委員長(中井光次君) お諮りいたしますが、もう十分ばかり質疑を続行して頂いて、そのあとでちよつと打合会を開きたいと思ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○吉田法晴君 先程千葉委員から尋ねられましたところでありませぬので、二点だけお尋ねをいたしたいと思ふのであります。第一條の前の新給與実施法によりますと、人事院勧告に基きまして六千三百円ベースが実施せられてお

五十歩にするか、我々は五十歩の方が好きだけれども、これは百歩にするより外に方法がないとするならば、これは百歩にすることを認めざるを得ない。又認めることが最も国会に忠なるゆえんである(笑聲)と考へまして、本案に賛成をいたします。

○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。
それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 千葉君。どうぞ簡単にお願いいたします。

○千葉君 簡単に申し上げます。私は大体先程吉田君が討論で申されましたことと殆んど同様でございます。私も亦新らしいこの給與法が、非常に重大なる第一條を簡単に根本をすり変えておるといふことについて、それから又旧法における十一條の十五級の格付の問題をこれと同様に削除して。このういふ点についても笑は從來の新給與法案でさえも私は絶対に承服できなかったところへ、かくのごとき改悪が行われておるといふことだけでも私は賛成できません。従つて又今小串委員から五十歩百歩という言葉でございまして、先程まで、今日の五時頃まで、俺は絶対大丈夫だといふことを言つておられた小串委員から、只今のようなお言葉を承つたことは誠に私は遺憾千萬でございまして、(笑聲)私から言われば五十歩百歩で大したことがないから五十歩を譲るのだ。そういう人は必ず百歩をお譲りになる人だと思ふ。こういう点から言ひまして、小串委員の現在なされた討論に對しましては真向から反對であります。私は本案に反對いたします。(採決を願います)と呼ぶ者あり)

○委員長(中井光次君) 外に御発言はございませんか。別に御意見もな

いようでございまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。一般職の職員に給與に関する法律案について採決をいたします。一般職の職員の給與に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(中井光次君) 御異議はないと認めます。

小畑 哲夫
○委員長(中井光次君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないと認めます。

午後十時四十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 中井 光次君
理事 木下 源吾君
小串 清一君
宇都宮 登君

委員 吉田 法晴君
川村 松助君
松嶋 喜作君
小畑 哲夫君
寺尾 博君
千葉 信君
岩男 仁藏君
藤枝 泉介君

衆議院議員 増田甲子七君
政府委員 人事院總裁 淺井 清君
人事官 山下 興家君
人事院事務官 瀧本 忠男君
(給與局長)

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、教職員の給與ベース改訂等に関する請願(第一五二二号)

一、公務員の給與ベース改訂に関する請願(第一五二三号)

一、公務員の給與ベース改訂に関する請願(第一五二四号)

一、公務員に超過勤務手当完全支給

の請願(第一六五〇号)

一、公務員の給與ベース改訂に関する請願(第一六五一号)

一、公務員の交通費支給方法制度化に関する請願(第一六五二二号)

一、特別調達庁職員特別職級表設定に関する請願(第一六五三三号)

一、教職員の給與ベース改訂に関する請願(第一六五四四号)

一、教職員の給與ベース改訂等に関する請願(第一六五四四号)

一、宮城県仙台市北七番町一、二七宮城県教員組合内 遠藤安吉

紹介議員 仲子 隆君

現行給與ベースの実施以来すでに一年、その間教職員は苦しい家計に苦しみながら教育に従事してきたが、いまや毎月の赤字の累積と諸種の地方税の徴収によつてその生活は破たん

にひんしているから、教員が安心して教育に専念できるよう、給與ベースの改訂をすみやかに実施せられたい。なお、日本教育の再建と地方教育振興のために、標準教育費法の制定を促進せられたいとの請願。

第一五一三三号 昭和二十五年三月十五日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内一ノ一運輸省全海事従業員組合連合会内 広瀬進外三百六十六名

紹介議員 木村禧八郎君 堀 眞琴君

現行の公務員の給與ベースは、昭和二十三年七月現在における安当な給與として算出されたものであるが、その後の物価の上昇はいちじるしく、公務員の生計状態は非常に窮乏を告げているから、すみやかに、人事院の勧告通り給與ベースを改訂せられたいとの請願。

第一五一四四号 昭和二十五年三月十五日受理
公務員の給與ベース改訂に関する請願(一通)

請願者 東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内野支部内 市村角一外三千九百六十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は第一五一三三号と同じである。

第一六五〇号 昭和二十五年三月二十日受理

公務員に超過勤務手当完全支給の請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内 三品延夫

紹介議員 細川 嘉六君

六千三百七十四の飢饉資金にあえぎながら時間外勤務を強行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に決定され完全な支給が実施されていない状態であるから、即時完全支給を図られたいとの請願。

第一六五一号 昭和二十五年三月二十日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内一ノ一運輸省全海事従業員組合連合会内 広瀬進外三百六十六名

紹介議員 木村禧八郎君 堀 眞琴君

現行の公務員の給與ベースは、昭和二十三年七月現在における安当な給與として算出されたものであるが、その後の物価の上昇はいちじるしく、公務員の生計状態は非常に窮乏を告げているから、すみやかに、人事院の勧告通り給與ベースを改訂せられたいとの請願。

第一五一四四号 昭和二十五年三月十五日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願(一通)

請願者 東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内野支部内 市村角一外三千九百六十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は第一五一三三号と同じである。

第一六五〇号 昭和二十五年三月二十日受理

公務員に超過勤務手当完全支給の請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内 三品延夫

紹介議員 細川 嘉六君

六千三百七十四の飢饉資金にあえぎながら時間外勤務を強行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に決定され完全な支給が実施されていない状態であるから、即時完全支給を図られたいとの請願。

請願者 東京都中央区日本橋江戸
橋一ノ二全国特別調達庁職員
労働組合内 三品延夫
紹介議員 細川 嘉六君
この請願の趣旨は、第一五二一三号と
同じである。

第一六五二号 昭和二十五年三月
二十日受理
公務員の交通費支給方法制度化に關す
る請願
請願者 東京都中央区日本橋江戸
橋一ノ二全国特別調達庁職員
労働組合内 三品延夫
紹介議員 細川 嘉六君
六千三百七十四ベースの飢餓賃金によ
つて、食うにこと欠く悲惨な生活の
上に、昨年四月の交通費の値上りは
公務員の生活に多大の圧迫を加えて
いるから、すみやかに公務員の交通
費を官給とするよう法制化せられた
いとの請願。

第一六五三号 昭和二十五年三月
二十日受理
特別調達庁職員特別職給表設定に關
する請願
請願者 東京都中央区日本橋江戸
橋一ノ二全国特別調達庁職員
労働組合内 三品延夫
紹介議員 細川 嘉六君
特別調達庁は、機構ならびに業務の
性質と責任の面より、他官庁といち
じるしくその実態を異にするもので
あるから、特別調達庁職員に対して
は特別職階給を制定せられたいとの
請願。

第一六五四号 昭和二十五年三月
二十日受理
教職員の給與ベース改訂に關する請
願
請願者 東京都北多摩郡小金井町
五一 三村耕外百九名
紹介議員 岩間 正男君
現行給與ベースでは、教職員は自分
と家族の生命維持のために奔命に疲
れていて有様であるから、給與ベ
ースを九千七百円程度に改訂せられ
たいとの請願。

四月一日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、一般職の職員の給與に關する法
律案(衆(予備審査のための付託
は本日)
一般職の職員の給與に關する法律
案
一般職の職員の給與に關する法
律
(この法律の目的及び効力)
第一條 この法律は、別に法律で定
めるものを除き、国家公務員法
(昭和二十二年法律第二十号)第
二條に規定する一般職に属する職
員(以下職員という。)に關し、そ
の人事及び給與に關する方針の統
一を図るため、職員の俸給、俸給
表、俸給表の調整、扶養手当、勤
務地手当、特殊勤務手当、勤務時
間、超過勤務手当、休日給及び夜
勤手当並びに給與実施についての

規程の制定に關する事項を臨時に
定めることを目的とする。この法
律は、職員総平均の給與額(俸給、
扶養手当、勤務地手当及び特殊勤
務手当を含むものとし、これら以
外の要素を含まない。)を月額六
千三百七十四とする原則を確立する
ものとする。
2 この法律の規定は、国家公務員
法のいかなる條項をも廃止し、若し
くは修正し、又はこれに代わるも
のではない。この法律の規定が国
家公務員法又は同法に基く法律の
規定に矛盾する場合においては、
その規定は、当然その効力を失
う。この法律のすべての規定は、
昭和二十六年三月三十一日限り、
その効力を失う。
3 第六條の規定による職務の分類
は、国家公務員法第二十九條その
他同法中のこれに關する條項に従
い国会の承認を経て定められるべ
き職務の分類の計画であつて、且
つ、同法の要請するところに適合
するものとみなし、その改正が人
事院によつて勧告され、国会によ
つて制定されるまで、その効力を
もつ。
(人事院の権限)
第二條 人事院は、この法律の施行
に關し、左に掲げる権限を有す
る。
一 この法律の実施及びその技術
的解釈に必要な人事院規則を制
定し、及び人事院指令を発する
こと
二 第六條に規定する俸給表の適
用範囲を決定すること

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

(俸給)
第四條 各職員の受ける俸給は、そ
の職務の複雑、困難及び責任の度
に基き、且つ、勤勞の強度、勤務時
間、勤務環境その他の勤務條件を
考慮したものでなければならぬ。
第五條 第六條に規定する別表に定
められている俸給表には、すべての
の職務の級の俸給を含むものとす
る。俸給は、第十四條に規定する
勤務時間(以下正規の勤務時間と
いう。)による勤務に対する報酬
であつて、この法律に定める扶
養手当、勤務地手当、超過勤務手
当、休日給及び夜勤手当を除いた
全額とする。

2 第十條の規定による俸給の調整
額及び第十三條の規定による特殊
勤務手当は、俸給の一部とする。
但し、特殊勤務手当で前條の規定
の趣旨に基かないものについては
、人事院の定めるところにより
俸給の一部としない。
3 住宅、宿所、食事、制服その他
これに類する現物手当が支給され
る場合においては、これを給與の
一部とし、別に法律の定めるとこ
ろにより、その職員の俸給から控
除する。但し、予算又は法令の規
定に基いて支給される場合は、こ
の限りでない。
4 前項の規定は、左の各号に掲げ
る者で、その官職の正規の職務
に、左の各号に規定する特殊な勤
務が含まれており、且つ、それを
正規の勤務時間以外においても行
われなければならない職員には適
用しない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

(俸給)
第四條 各職員の受ける俸給は、そ
の職務の複雑、困難及び責任の度
に基き、且つ、勤勞の強度、勤務時
間、勤務環境その他の勤務條件を
考慮したものでなければならぬ。
第五條 第六條に規定する別表に定
められている俸給表には、すべての
の職務の級の俸給を含むものとす
る。俸給は、第十四條に規定する
勤務時間(以下正規の勤務時間と
いう。)による勤務に対する報酬
であつて、この法律に定める扶
養手当、勤務地手当、超過勤務手
当、休日給及び夜勤手当を除いた
全額とする。

2 第十條の規定による俸給の調整
額及び第十三條の規定による特殊
勤務手当は、俸給の一部とする。
但し、特殊勤務手当で前條の規定
の趣旨に基かないものについては
、人事院の定めるところにより
俸給の一部としない。
3 住宅、宿所、食事、制服その他
これに類する現物手当が支給され
る場合においては、これを給與の
一部とし、別に法律の定めるとこ
ろにより、その職員の俸給から控
除する。但し、予算又は法令の規
定に基いて支給される場合は、こ
の限りでない。
4 前項の規定は、左の各号に掲げ
る者で、その官職の正規の職務
に、左の各号に規定する特殊な勤
務が含まれており、且つ、それを
正規の勤務時間以外においても行
われなければならない職員には適
用しない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

(俸給)
第四條 各職員の受ける俸給は、そ
の職務の複雑、困難及び責任の度
に基き、且つ、勤勞の強度、勤務時
間、勤務環境その他の勤務條件を
考慮したものでなければならぬ。
第五條 第六條に規定する別表に定
められている俸給表には、すべての
の職務の級の俸給を含むものとす
る。俸給は、第十四條に規定する
勤務時間(以下正規の勤務時間と
いう。)による勤務に対する報酬
であつて、この法律に定める扶
養手当、勤務地手当、超過勤務手
当、休日給及び夜勤手当を除いた
全額とする。

2 第十條の規定による俸給の調整
額及び第十三條の規定による特殊
勤務手当は、俸給の一部とする。
但し、特殊勤務手当で前條の規定
の趣旨に基かないものについては
、人事院の定めるところにより
俸給の一部としない。
3 住宅、宿所、食事、制服その他
これに類する現物手当が支給され
る場合においては、これを給與の
一部とし、別に法律の定めるとこ
ろにより、その職員の俸給から控
除する。但し、予算又は法令の規
定に基いて支給される場合は、こ
の限りでない。
4 前項の規定は、左の各号に掲げ
る者で、その官職の正規の職務
に、左の各号に規定する特殊な勤
務が含まれており、且つ、それを
正規の勤務時間以外においても行
われなければならない職員には適
用しない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

三 職員の給與額を研究して、そ
の適當と認める改訂を国会及び
内閣に勧告すること、この法律
の実施及びその實際の結果に關
するすべての事項について調査
するとともに、その調査に基い
て調整を命ずること並びに必要
に應じ、この法律の目的達成の
ため適當と認める勧告を附して
その研究調査の結果を国会及び
内閣に報告すること
四 新たに職員となつた場合及び
職員が一の職務の級から他の職
務の級に移つた場合の給與並び
に同一級内における昇給の基準
に關し人事院規則を制定し、及
び人事院指令を発すること
五 勤務地手当の支給地域及び支
給割合の適正な改訂につき、国
会及び内閣に同時に勧告するた
め、常に全国の各地における生
計費の科學的研究調査を行ふこ
と
六 第二十一條の規定による職員
の苦情の申立を受理し、及びこ
れを審査すること
七 この法律の完全な実施を確保
し、その責に任ずること
(給與の支拂)
第三條 この法律に基く給與は、第
五條第三項及び第四項に規定する
場合を除く外、現金で支拂わなけ
ればならない。
2 いかなる給與も、法律又は人事
院規則に基かずに職員に対して支
拂い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償
は、給與には含まれない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三 正規の勤務上、へき地に勤務することを要する職員

四 庁舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため庁舎内に居住することを要する職員

第六條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一 一般俸給表(別表第二)

二 特別俸給表

一 税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)

二 警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十二條、第二十三條及び附則第四項に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第七條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院

長若しくは人事院総裁(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従ひ、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八條 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第九條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)又は国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條及び同條の規定による国会議員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

第十條 人事院は、第六條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適當でないとき、その俸給表に掲げられてゐる俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれてゐる場合においては、その官職をこの法律の規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定

によつて調整することはできない。

一 その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相當する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比して、へき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二 同一級の官職に通常含まれてゐる労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3 人事院は、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに關する事項につき必要と認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならない。

(扶養手当)

第十一條 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けてゐる者を扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 満十八歳未満の子及び孫

三 満六十歳以上の父母及び祖父

母

四 満十八歳未満の弟妹

五 不具癡疾者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

(勤務地手当)

第十二條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

(特殊勤務手当)

第十三條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に關する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)又は国会議員法第二十五條及び同條の規定による国会議員給與規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第十四條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2 各庁の長は、その官庁の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間

について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定められた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることが出来る。

(給與の減額)

第十五條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

(超過勤務手当)

第十六條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相當する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえて突働一日八時間になるまでの部分 百分の百

二 突働一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

一 但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百五十

(休日給)

第十七條 職員には、正規の勤務日
が休日に当たつても、正規の給与を
支給する。

2 休日において、正規の勤務時間
中に勤務することを命ぜられた職
員には、正規の勤務時間中に勤務
した全時間に対して、第十九條に
規定する勤務一時間当りの給与額
の百分の百二十五を休日給として
支給する。正規の勤務時間外に勤
務をしても、休日給は、支給され
ない。

3 前二項において「休日」とは、国
民の祝日に関する法律（昭和二十
三年法律第七十八号）に規定す
る日をいう。

(夜勤手当)

第十八條 正規の勤務時間として午
後十時から翌日の午前五時までの
間に勤務することを命ぜられた職
員には、その間に勤務した全時間
に対して、第十九條に規定する勤
務一時間当りの給与額の百分の二
十五を夜勤手当として支給する。

(勤務一時間当りの給与額の算出)
第十九條 前四條に規定する勤務一

時間当りの給与額は、俸給の月額
と勤務地手当の月額との合計額に
十二を乗じ、その額を一週間の勤
務時間に五十二を乗じたもので除
した額とする。

(俸給の更正決定)

第二十條 人事院は、各庁の長又は
その委任を受けた者が決定した職
員の俸給が第六條の規定に合致し
ないと認めるときは、その俸給を
更正し又はその俸給の更正を命ず
ることができる。

(審査の請求)

第二十一條 この法律の規定による
給与の決定（前條の規定による俸
給の更正決定を含む。）に関して苦
情のある職員は、人事院に対し審
査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、人
事院は、前條に準じて、これに関
する決定をなし、これを本人及び
関係各庁に通知しなければならない。

(非常勤職員等の給与)

第二十二條 委員、顧問若しくは参
與の職にある者又は人事院の指定
するこれらに準ずる職にある者

で、常勤を要しない職員について
は、勤務、一日につき千円をこえ
ない範囲内において、各庁の長が
人事院の承認を得て手当を支給す
ることができる。これらの職員に
は他のいかなる給与も支給しな
い。

第二十三條 政府に対する不正手段
による支拂請求の防止等に関する
法律（昭和二十二年法律第七十
一号）第二條第二項の規定による
一般職種別賃金の適用を受ける職
員には、この法律の規定にかかわ
らず、同法に基いて給与を支給す
る。

(給与の額及び割合の検討)

第二十四條 国会は、給与の額又は
割合の改訂が必要であるかどうか
を決定するために、この法律の制
定又は改正の基礎とされた経済的
諸要素の変化を考慮して、人事院
の行つた調査に基づき、定期的に給
與の額及び割合の検討を行うもの
とする。この目的のために、人事
院は、総理府統計局、労働省その
他の政府機関から提供を受けた正
確適切な統計資料を利用して、事

実の調査を行い、給与に関する勸
告を作成する。

(罰則)

第二十五條 この法律の規定に違反
して給与を支拂ひ、若しくはその
支拂を拒み、又はこれらの行為を
故意に容認した者は、一年以下の
懲役又は三万円以下の罰金に処す
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十五年四月一日から適
用する。

2 政府職員の新給與実施に関する
法律（昭和二十三年法律第四十六
号）の規定に基いてなされた給与
に関する決定その他の手続は、こ
の法律の規定に基いてなされたも
のとなす。

3 政府職員の新給與実施に関する
法律第十條第三項の規定による俸
給を受けていた職員の俸給は、こ
の法律の適用後においても引き下
げられることはない。又その者が
同一の職務の級にある間は、昇給
しない。

では、この法律の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

5 職務の性質により勤務時間が第
十四條の勤務時間の最高限をこえ
ることを必要とし、且つ、その勤
務時間が俸給算定の基礎となつて
いる職務については、その勤務時
間は、なお従前の例による。

6 労働基準法等の施行に伴う政府
職員に係る給与の応急措置に関す
る法律（昭和二十二年法律第六
十七号）及び大正十一年閣令第六
号（官庁勤務時間並休暇に関する
件）中この法律に抵触する部分
は、その効力を失う。

7 政府職員の新給與実施に関する
法律の規定に基き発せられた政
令、人事院規則その他の命令は、
この法律に基き発せられたものと
みなす。

8 国家公務員法の一部を次のよう
に改正する。

第二十九條第五項中「政府職員
の新給與実施に関する法律（昭和
二十三年法律第四十六号）第九條」
を「一般職の職員の給与に関する
法律（昭和二十五年法律第 号）
第六條」に改める。

別表第一

一般俸給表

職務の級	俸給	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
二級	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
三級	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
四級	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
五級	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
六級	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇

別表第二

職務の級	俸給	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一級	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇
二級	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇
三級	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
四級	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
五級	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇
六級	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
七級	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
八級	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
九級	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
十級	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
十一級	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
十二級	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
十三級	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
十四級	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
十五級	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

別表第三

公務員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給	俸	給	月	額
一 級	一號 二號 三號 四號 五號 六號 七號 八號 九號 十號 十一號 十二號	二、八四〇 二、九六五 三、〇九〇 三、〇六六 三、一八四 三、二五五 三、三六九 三、四六六 三、五五五	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		
二 級	三、三六九 三、五六五 三、七三二 三、九一二 四、一三三 四、四六八 四、七二七 四、八六三	円 円 円 円 円 円 円 円			
三 級	四、一三三 四、四六八 四、七二七 四、八六三 五、〇〇二 五、一四五 五、二九二 五、四四四	円 円 円 円 円 円 円 円			
四 級	五、一四五 五、二九二 五、四四四 五、六〇〇 五、七六〇 五、九一五 六、〇九四 六、二六九 六、四四八 六、六三三 六、八二三 七、〇〇八 七、一九七 七、四一六 七、六三八 七、八五七 八、〇八二 八、三三三	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
五 級	六、〇九四 六、二六九 六、四四八 六、六三三 六、八二三 七、〇〇八 七、一九七 七、四一六 七、六三八 七、八五七 八、〇八二 八、三三三	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
六 級	七、〇〇八 七、一九七 七、四一六 七、六三八 七、八五七 八、〇八二 八、三三三	円 円 円 円 円 円 円			
七 級	八、三三三 八、七九六 九、〇四七 九、三〇六 九、五七三 九、八四七 一〇、一〇九 一〇、三六四 一〇、六〇九 一〇、八六八 一一、一三〇 一一、三九〇	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
八 級	九、三〇六 九、五七三 九、八四七 一〇、一〇九 一〇、三六四 一〇、六〇九 一〇、八六八 一一、一三〇 一一、三九〇	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
九 級	一〇、八六八 一一、一三〇 一一、三九〇	円 円 円			

別表第三

警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び刑務職員

職務の級		俸給		給		月		額	
一	級	一	二	三	四	五	六	七	八
二	級	三	四	五	六	七	八	九	十
三	級	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
四	級	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六

五	級七〇八	七、四六	七八七	八三三	八七九六	九〇四七	九三〇六
六	級八、三三	八、七六	九〇四七	九三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、二九九
七	級九三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、二九九	一〇、七二七	一一、〇四四	一一、六四四
八	級九八四七	一〇、二九九	一〇、四九二	一〇、七七七	一一、〇三四	一一、三九九	一一、六四四

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給	月	額
一	級	一	二八四圓
二	級	二	二九六圓
三	級	三	三〇九圓
四	級	四	三二七圓
五	級	五	三六七圓
六	級	六	三八〇圓
七	級	七	三九一圓
八	級	八	四一〇圓
九	級	九	四二二圓
十	級	十	四三三圓
十一	級	十一	四四四圓
十二	級	十二	四五六圓
十三	級	十三	四六六圓
十四	級	十四	四七七圓
十五	級	十五	四八八圓
十六	級	十六	四九九圓
十七	級	十七	五〇〇圓
十八	級	十八	五〇二圓
十九	級	十九	五〇四圓
二十	級	二十	五〇六圓
二十一	級	二十一	五〇八圓
二十二	級	二十二	五〇九圓
二十三	級	二十三	五一〇圓
二十四	級	二十四	五一二圓
二十五	級	二十五	五一四圓
二十六	級	二十六	五一六圓
二十七	級	二十七	五一八圓
二十八	級	二十八	五二〇圓
二十九	級	二十九	五二二圓
三十	級	三十	五二四圓
三十一	級	三十一	五二六圓
三十二	級	三十二	五二八圓
三十三	級	三十三	五三〇圓
三十四	級	三十四	五三二圓
三十五	級	三十五	五三四圓
三十六	級	三十六	五三六圓
三十七	級	三十七	五三八圓
三十八	級	三十八	五四〇圓
三十九	級	三十九	五四二圓
四十	級	四十	五四四圓
四十一	級	四十一	五四六圓
四十二	級	四十二	五四八圓
四十三	級	四十三	五五〇圓
四十四	級	四十四	五五二圓
四十五	級	四十五	五五四圓
四十六	級	四十六	五五六圓
四十七	級	四十七	五五八圓
四十八	級	四十八	五六〇圓
四十九	級	四十九	五六二圓
五十	級	五十	五六四圓
五十一	級	五十一	五六六圓
五十二	級	五十二	五六八圓
五十三	級	五十三	五七〇圓
五十四	級	五十四	五七二圓
五十五	級	五十五	五七四圓
五十六	級	五十六	五七六圓
五十七	級	五十七	五七八圓
五十八	級	五十八	五八〇圓
五十九	級	五十九	五八二圓
六十	級	六十	五八四圓
六十一	級	六十一	五八六圓
六十二	級	六十二	五八八圓
六十三	級	六十三	五九〇圓
六十四	級	六十四	五九二圓
六十五	級	六十五	五九四圓
六十六	級	六十六	五九六圓
六十七	級	六十七	五九八圓
六十八	級	六十八	六〇〇圓
六十九	級	六十九	六〇二圓
七十	級	七十	六〇四圓
七十一	級	七十一	六〇六圓
七十二	級	七十二	六〇八圓
七十三	級	七十三	六一〇圓
七十四	級	七十四	六一二圓
七十五	級	七十五	六一四圓
七十六	級	七十六	六一六圓
七十七	級	七十七	六一八圓
七十八	級	七十八	六二〇圓
七十九	級	七十九	六二二圓
八十	級	八十	六二四圓
八十一	級	八十一	六二六圓
八十二	級	八十二	六二八圓
八十三	級	八十三	六三〇圓
八十四	級	八十四	六三二圓
八十五	級	八十五	六三四圓
八十六	級	八十六	六三六圓
八十七	級	八十七	六三八圓
八十八	級	八十八	六四〇圓
八十九	級	八十九	六四二圓
九十	級	九十	六四四圓
九十一	級	九十一	六四六圓
九十二	級	九十二	六四八圓
九十三	級	九十三	六五〇圓
九十四	級	九十四	六五二圓
九十五	級	九十五	六五四圓
九十六	級	九十六	六五六圓
九十七	級	九十七	六五八圓
九十八	級	九十八	六六〇圓
九十九	級	九十九	六六二圓
一百	級	一百	六六四圓